

(市民税の減免)

第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免することができる。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 学生及び生徒
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人
- (5) 前各号に掲げるもののほか特別の事由があるもの